



# 鎌倉市屋外広告物条例骨子（案）について

令和 3 年（2021年）1 月  
都市景観部 都市景観課



## ● 屋外広告物とは

屋外広告物の定義／鎌倉市の屋外広告物

## ● 鎌倉市屋外広告物条例制定の背景・目的

本市の状況／全国的な傾向／独自条例を制定する理由

## ● 骨子（案）の概要

全体像／現行法からの変更点（抜粋）

## ● 制定に向けた今後のスケジュール

## ● 意見募集のご案内

# 屋外広告物とは

## 屋外広告物の定義〔屋外広告物法第2条〕

屋外広告物法では、次の要件をすべて満たすものと定義されています。

1. 常時又は一定の期間継続して、
2. 屋外で
3. 公衆に表示されるものであって、
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものならびにこれらに類するもの

本市では

- 設置基準  
⇒ 神奈川県屋外広告物条例
- 形態・意匠  
⇒ 鎌倉市景観計画の配慮事項



図：「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」パンフレットより

# 屋外広告物とは

## 鎌倉市の屋外広告物

第3回景観づくり賞

「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」

(応募数 128件)

- 意匠・色彩・素材等の表現
- 機能性・先駆性・創意工夫
- 周辺の景観、まち並みとの調和
- 市民の意見

### 景観づくり賞

未来につながる特に優れたもの



### 特別賞

地域の景観を印象づける  
誰もが認めるもの



### 奨励賞

広く奨励したいもの



事業者の皆さんのご協力・創意工夫により

素敵なかんばん（屋外広告物）が、まち中で見られます

# 鎌倉市屋外広告物条例制定の背景・目的

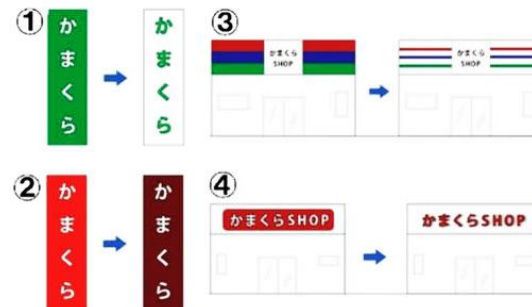
## 本市の状況



▲神奈川県屋外広告物条例



## 景観に配慮した看板の例



▲鎌倉市景観計画（配慮事項・色彩）

- 平成11年に県から神奈川県屋外広告物条例の事務委任を受け、市で許認可事務を行っています。
- 平成16年の景観法制定と併せて屋外広告物法が改正され、景観行政団体となった市町村が独自の屋外広告物の掲出基準を条例化できるようになりましたが、本市では独自条例を制定せず、県条例を運用しています。
- 平成19年に策定した鎌倉市景観計画で定めた屋外広告物の定性基準を配慮事項として上乗せしながら、本市の実態に合った屋外広告物の誘導を図っています。

# 鎌倉市屋外広告物条例制定の背景・目的

## 全国的な傾向



▲看板落下事故



▲プロジェクション  
マッピング (県庁)



▲街路灯バナー広告

- 近年、多発する震災や台風災害の際の未申請・適用除外広告物の安全管理の強化が全国的な課題となっています。
- 電光掲示板、デジタルサイネージを含むLED照明付き広告物、投影広告物等、これまで明確な基準がなかった新しいタイプの広告物が普及し始めています。
- 地域の活力・価値創造につながる景観形成や地域の魅力向上のための「エリアマネジメント広告」の掲出について、屋外広告物規制の弾力的な運用を行う自治体が見受けられるようになりました。

# 鎌倉市屋外広告物条例制定の背景・目的

## 独自条例を制定する理由

### ①「SDG s 未来都市かまくら」の実現に向けた持続可能な都市景観形成の必要性

持続可能な都市景観形成の実現にあたっては、屋外広告物の規制強化による適正管理だけでなく、民間活力を活用したエリアマネジメント活動に寄与する弾力的な運用が求められるほか、持続的な都市経営を実現するため、まちの魅力と活力を高める包括的な視点でのメリハリのある景観誘導が必要である。また、新型コロナウイルスや大河ドラマ（令和4年1月開始予定）の影響や効果を捉え、商店街の活性化や市の財源確保につながる施策の運用が必要である。

### ②既存景観施策の法的実効性を担保する市独自条例の制定の必要性

屋外広告物は良好な景観を形成する上で重要な要素の1つであるため、地域の特性に応じた規制・誘導が必要である。特に、若宮大路の屋上広告物規制のように、これまで地域の暗黙のルールや行政指導のみで運用されていたものについては、法的実効性を担保する必要がある。

### ③安全・安心な歩行空間を確保するための屋外広告物の適正管理の必要性

台風や震災に備えた安全・安心な歩行空間を確保するため、路上障害物（屋外広告物等）の適正管理や未申請・適用除外広告物の安全管理の強化が必要である。



**“まちの安全・活性化”に資する市独自条例制定を目指す**

**課題 1 市民・NPO・事業者等との共創による持続的な景観形成**

**方針 1 地域の活力・価値創造につながる景観形成の推進**

緩和

**検討Ⅰ 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討**

- 商店会・町内会等の地元組織による良好な景観形成のためのエリアマネジメント活動の推進
- 景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定

**課題 2 法的実効性の担保**

- 規制強化と緩和による景観誘導
- 既存景観施策での指導の実効性の担保
- 実態に合わない許可基準の修正

**方針 2 既存景観施策と整合した市独自条例制定**

緩和

**検討Ⅱ 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討**

- 景観計画の配慮事項（色彩・素材等）の遵守規定を市条例に明記
- 屋上広告物、自己用外広告物、電光・点滅表示装置基準等の設定
- 車体ラッピング技術向上を踏まえた車体広告基準等の設定
- ネオン・LED照明を用いた夜間広告物設置に係る定量基準の設定
- のぼり旗の乱立・大型化に対応した基準の設定

+

**検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討**

- 実態に合った許可地域の設定、地域特性・まちづくりの方向性に合わせた特定地区指定
- 地域のインフォーマル（暗黙）ルールを市条例に明記（例・若宮大路の屋上広告物禁止）
- 禁止地域の緩和（一部を県条例の禁止地域から除外、検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅶと連動）
- 禁止物件の緩和（検討Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅶと連動）
- 地域の活性化と連動した投影広告物、電光表示装置の許可基準等の設定
- 市民等が景観形成に寄与する独自ルールを作成した場合の許可基準の緩和・強化

強化

**検討Ⅳ 景観等に配慮した優良広告物誘導施策の検討**

- 景観づくり賞を活用した表彰制度の検討
- 景観に配慮された切り文字等を用いた場合の壁面利用広告物の高さ規制を緩和

**課題 3 災害・安全対策**

- 違反未申請・既存不適格広告物の適正管理
- 違反屋外広告物の取り締り強化

**方針 3 災害に強い安心安全な都市空間形成の推進**

強化

**検討Ⅴ 安全性担保の強化及び既存不適格広告物の適合理化促進の検討**

- 許可時の点検の義務付けと点検資格の見直し、点検報告項目の拡大
- 不適格広告物の適合理化への指導、違反広告物に対する罰則規定の見直し

**検討Ⅵ 禁止地域・禁止物件への表示及び路上障害物（屋外広告物等）の取り締まり強化の検討**

- 道水路管理課、観光課、商工課、警察との連携強化、除却キャンペーンの実施
- 違反屋外広告物除却協力員の制度を市条例に明記
- 違反した広告物等の保管・売却手続き規定の整備
- 過料・氏名公表の検討

**課題 4 市の財源確保**

- 持続可能な都市経営を支える財源確保

**方針 4 屋外広告物規制の弾力的な運用**

緩和

**検討Ⅶ 広告付き公共サイン（案内図・掲示板・施設等）の活用検討**

- 地域の魅力向上・活性化に資する広告付き公共サインについて、禁止物件・禁止地域を適用除外（車両広告、観光案内板、バス停上屋、橋梁、道路占有許可基準の緩和等）



緩和

## 検討Ⅰ 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討

- 景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定



植樹帯・ベンチ広告



街路灯バナー広告



バス停上屋広告

### ◆デザイン等のチェック

商店会・自治会・景観整備機構など



掲出  
時期

掲出  
場所

色彩

素材

大きさ  
形

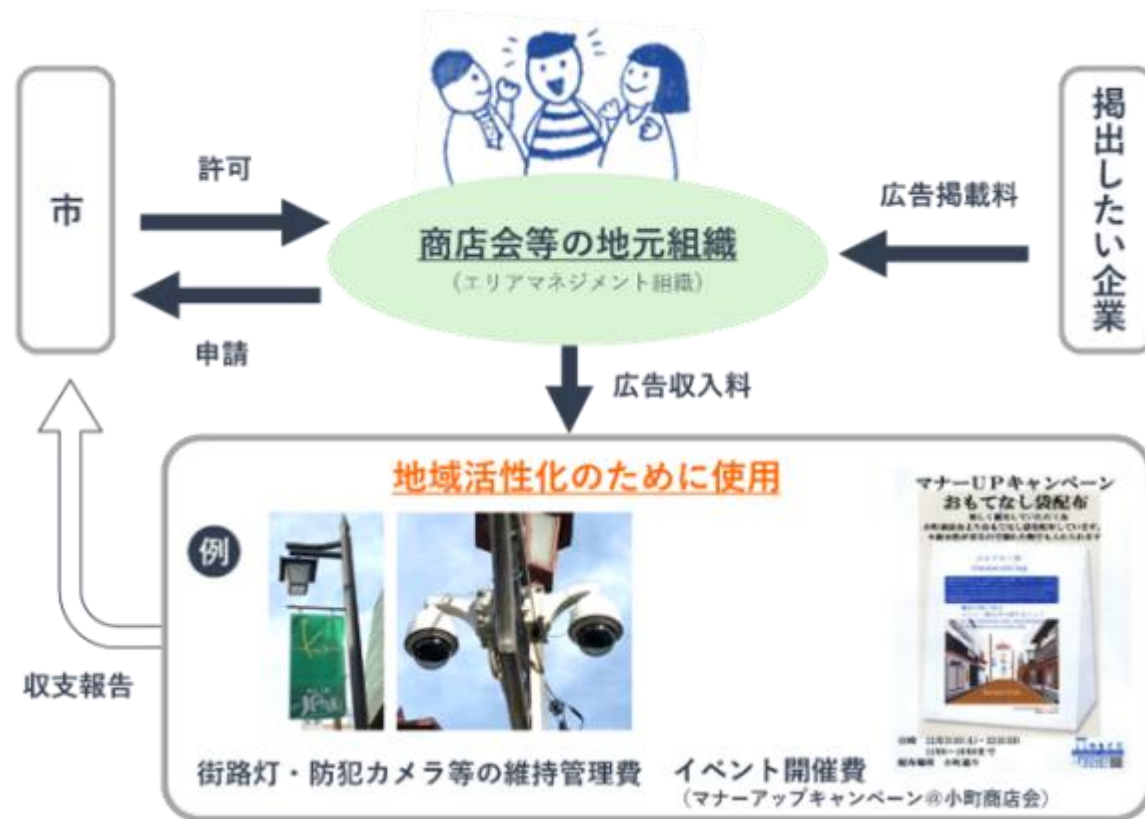
#### 緩和

## 検討Ⅰ 地域の活力・価値創造につながるエリアマネジメント広告の検討

- 景観整備のための財源確保に係るエリアマネジメント広告の基準等の設定

### エリアマネジメント広告とは

財源確保のために公共空間（道路、公園、広場等）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を街路灯・防犯カメラ等の維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、まちづくりの費用に充てるものです。



強化  
+  
緩和

- 検討Ⅱ 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討
- 検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討
- 検討Ⅳ 景観等に配慮した優良広告物誘導施策の検討

- 地域のインフォーマル（暗黙）ルールを市条例に明記（例・若宮大路の屋上広告物禁止）

実態に合わない許可基準の修正  
（今後問題となることが想定される）



- 現行法：屋上広告物の設置可（若宮大路沿道）

地域のインフォーマル（暗黙）ルールで  
屋上広告物を設置していない地域がある

◆ 地域ルールの策定（暗黙ルールの明文化）



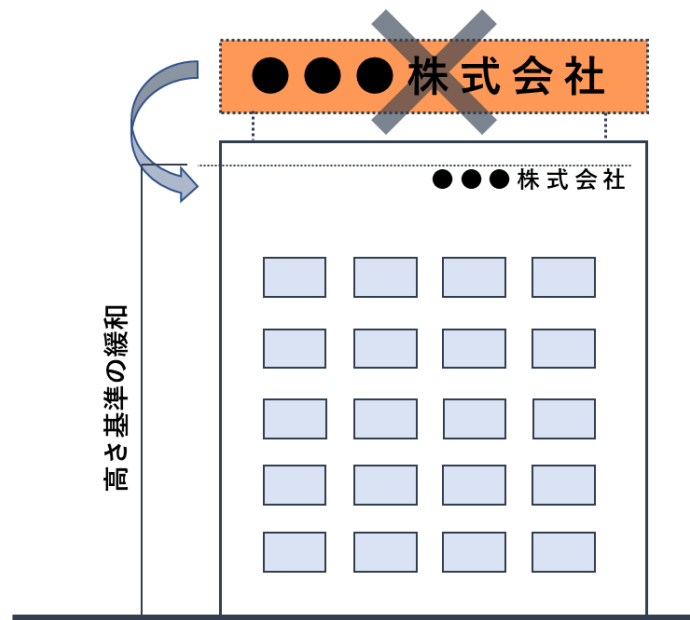
掲出  
時期

掲出  
場所

色彩

素材

大きさ  
形



- 地域ルールの明確化 + 市条例による規制緩和

- ・ 屋上広告物の設置禁止（地域ルール）
- ・ 景観に配慮された切り文字等による壁面利用広告物の高さ制限緩和（市条例）

強化

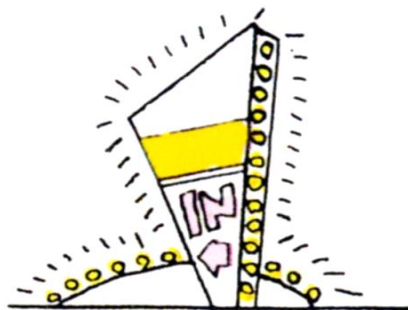
+

緩和

## 検討Ⅱ 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討

- 屋上広告物、自己用外広告物、電光・点滅表示装置等の基準の設定

実態に合わない許可基準の修正  
(今後問題となることが想定される)



ネオン照明・LED照明付き屋外広告物



デジタルサイネージ

●現行法：明確な基準がなく設置可能

- 現在、電光・点滅表示装置のトラブルはないが市外では設置実績があり、今後市内での設置が懸念される。
- 明る過ぎる照明付き広告に対して市民からの苦情が増えているが、照度に関する基準はない。
- 地元にも所縁のない第三者広告を掲出するデジタルサイネージの普及が懸念される。

強化

+

緩和

## 検討 II 今後課題となる個別テーマに対する独自基準の検討

- 景観計画の配慮事項（色彩・素材等）の遵守規定を市条例に明記

### 実態に合わない許可基準の修正

- 現行法（県の屋外広告物条例） ⇒ 色彩・素材に関する基準はない。
- 景観計画 ⇒ 色彩・素材についての配慮事項有。
  - 色彩：彩度 6 以下（運用：アクセントカラーはOK）
  - 素材：蛍光塗料、発光塗料不可

- 景観計画の配慮事項、地域のインフォーマル（暗黙）ルールに事業者が寄り添っている状況
- 「事業者の性善説に沿った指導」が今後も成立するかが懸念される

現行のまま色彩配慮規定の根拠を明確化

景観計画の配慮事項（色彩基準等）の遵守規定を屋外広告物条例に明記

屋外広告物条例

景観計画  
・ 配慮事項

遵守義務

強化

+

緩和

## 検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討

- 市民等が景観形成に寄与する独自ルールを作成した場合の許可基準の強化・緩和

### ■原則

- ・色彩：彩度の基準を遵守
- ・素材：蛍光塗料、発光塗料不可
- ・投影：明確な基準なし

### ◆地域ルールの策定

（暗黙ルールの明文化）



### ① 地域ルールを尊重した柔軟な運用例

色彩・素材に関する基準の上乗せ（趣きのある看板）



参考：小町通り景観形成ガイドライン

- 日本の伝統色を使用
- 木材等経年変化を感じるもの

強化

+

緩和

## 検討Ⅲ 地域・スポット課題に対する独自基準の検討

- 地域の活性化と連動した投影広告物、電光表示装置等の許可基準等の設定

### ■原則

- ・色彩：彩度の基準を遵守
- ・素材：蛍光塗料、発光塗料不可
- ・投影：明確な基準なし

◆創造的な取組を支援  
（時限的・実験的特例許可）

## ② 専門家の審査による「特例許可」

時限的なイベント・社会実験時等の素材・色彩制限の緩和（地域の活性化に寄与）



- 高彩度色を用いた広告幕
- 蛍光塗料を用いた表示
- プロジェクションマッピング

イベント・社会実験等の相談を受けて、景観整備機構、景観アドバイザーの審査を経て、景観形成上、安全上問題がないと認められるものは特例的に許可。（個別案件）

#### 強化

### 検討Ⅴ 安全性担保の強化及び既存不適格広告物の適合化促進の検討

- 許可時の点検の義務付けと点検資格の見直し、点検報告項目の拡大

現行（5項目）	
点検内容	接合部、支持部分等の変形・腐食
	主要部材の変形・腐食
	ボルト・ビス等の緩み・劣化
	表示面の汚染・退色・剥離
	表示面の破損



市条例（案）（17項目※）	
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と寝巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、破損
	3 その他点検した事項（ ）

※参考  
国土交通省・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）



強化

## 検討Ⅵ 禁止地域・禁止物件への表示及び路上障害物（屋外広告物等）の取り締まり強化の検討

- 道水路管理課、観光課、商工課、警察との連携強化、除却キャンペーンの実施
- 違反屋外広告物除却協力員の制度を市条例に明記
- 違反した広告物等の保管・売却手続き規定の整備
- 過料・氏名公表の検討



違反広告物除却キャンペーンの様子

#### 緩和

### 検討VII 広告付き公共サイン（案内図・掲示板・施設等）の活用検討

- 地域の魅力向上・活性化に資する広告付き公共サインについて、禁止物件・禁止地域の一部を適用除外（車両広告、観光案内板、バス停上屋、橋梁、道路占有許可基準の緩和等）

#### 広告付き バス停シェルター



#### クラウドファンディング等による 広告付き観光・商店街案内板



# 制定に向けた今後のスケジュール

	R2年度			R3年度				R4年度
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
<b>条例制定</b>							● 制定	施行
条例骨子検討	■	■	■					
市民意見募集			■	■				
条例案作成				■	■	■	■	
パブリックコメント					■	■		
県・協議 条例一部改正				■		■		
<b>商店会等支援</b>		ルールづくり						
地域ルールづくり		■	■	■				
実証実験・検証				■	■	■	■	■
<b>路上障害物</b>	道水路管理課・警察との連携強化							

# 鎌倉市屋外広告物条例骨子（案）意見募集

## ◆意見の募集期間

令和3年（2021年）1月18日（月）～令和3年（2021年）2月17日（水）  
**※必着**

## ◆意見の提出方法・提出先

電子メール・郵便・窓口（直接）のいずれか

- 電子メール [keikan@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:keikan@city.kamakura.kanagawa.jp)
- 郵便・持参 〒248-8686鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市都市景観部都市景観課（本庁舎3階）

詳細はこちら ▶▶▶

